....

(申請者等への申請控等の通知)
1 - 2 税関手続申請システム(以下「システム」という。)を使用して申請又は届出(インボイス情報の提出を除く。以下「申請等」という。)が行われ、当該申請等が受理された場合は、システム内に設置される申請等を行う者(その者を代理して申請等を行う者を含む。1 - 6を除き、以下この章において同じ。)(以下この章において「申請者等」という。)ごとのメールボックスに、受理番号が付与された申請控等が通知される。

なお、電子政府の総合窓口システム (e-Gov) (以下「窓口システム」という。)を経由して申請等が行われ、当該申請等が受理された場合は、窓口システムから到達番号及び問合せ番号が発行される。

(申請等の処理状況照会等)

1 - 3 申請者等がシステムを使用して行った申請等の処理状況を照会する場合には、申請状況照会業務により照会する申請等の受理番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、申請者等が窓口システムを経由して行った申請等の処理状況を照会する場合には、窓口システムの状況確認業務により照会する到達番号及び問合せ番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(申請等の撤回<u>等</u>)

1 - 4 申請者等がシステムを使用して行った申請等について撤回を行う場合には、申請状況照会業務を行った際に、申請状況が審査中である場合に限り、撤回申請業務により撤回する申請等の受理番号、撤回理由等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、申請者等が窓口システムを経由して行った申請等について取下げを 行う場合には、状況確認業務を行った際に、窓口システムで管理している申 請のステータスが到達又は審査中である場合に限り、状況確認画面から取下 げを選択させ送信することにより行わせるものとする。

(申請等に係るファイルの添付)

1 - 5 申請者等がシステムを使用して申請等を行う場合は、添付すべき書類に相当する電子ファイル(あらかじめ指定されたファイル形式のものに限る。)を添付させることができるものとし、書面により添付書類を提出する場合は、システムによる申請等の後、当該添付書類に当該申請等の受理番号(窓口システム経由の場合は到達番号)を付して申請等を行った税関官署へ速やかに郵便等の方法により提出させるものとする。

(申請者等への申請等控の配信)

1 - 2 税関手続申請システム(以下「システム」という。)を使用して申請又は 届出(インボイス情報の提出を除く。以下「申請等」という。)が行われ、 当該申請等が受理された場合は、システム内に設置される申請等を行う者 (その者を代理して申請等を行う者を含む。1 - 6を除き、以下この章にお いて同じ。)(以下この章において「申請者等」という。)ごとのメールボッ クスに、受理番号が付与された申請等控が配信される。

(申請等の処理状況照会)

1 - 3 申請者等がシステムを使用して行った申請等の処理状況を照会する場合には、申請状況照会業務により照会する申請等の受理番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(申請等の撤回)

1 - 4 申請者等がシステムを使用して行った申請等について撤回を行う場合には、申請状況照会業務を行った際に、申請状況が審査中である場合に限り、撤回申請業務により撤回する申請等の受理番号、撤回理由等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(申請等に係るファイルの添付)

1-5 申請者等がシステムを使用して申請等を行う場合は、添付すべき書類に相当する電子ファイル(あらかじめ指定されたファイル形式のものに限る。)を添付させることができるものとし、書面により添付書類を提出する場合は、システムによる申請等の後、当該添付書類に当該申請等の受理番号を付して申請等を行った税関官署へ速やかに郵便等の方法により提出させるものとする。

IΠ

新

(特別納税義務者の承認の申請)

6 - 2

(1) 外国貿易船の運航者が、システムを使用して、とん税等の納付についての 事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについ て承認の申請を行う場合には、「とん税等納税義務者承認申請業務」によ り、当該事務を行う者の住所、氏名、とん税等を納付すべき外国貿易船の 船名、国籍及び純トン数等必要事項をシステムに入力し、送信することに より行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(原産地証明書の有効期間延長承認申請)

4 - 26

- (1) 暫定令<u>第29条</u>ただし書の規定により原産地証明書の有効期間の延長の承認を受けようとする者が、システムを使用して原産地証明書の有効期間の延長の承認申請を行う場合には、「原産地証明書有効期間延長承認申請業務」により、申請者名、申請者住所、有効期間延長の理由、延長期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) (省略)

(通関業の許可の申請)

6 - 1

(1) 通関業の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「通関業許可申請業務」により、申請者名及び住所、営業所の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名 を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年 法律第百五十三号)第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子

(特別納税義務者の承認の申請)

6 - 2

(1) 外国貿易船の運航者が、システムを使用して、とん税等の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについて承認の申請を行う場合には、「とん税等納税義務者承認申請業務」により、当該事務を行う者の住所、氏名、とん税等を納付すべき外国貿易船の船名、国籍及び純トン数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (同左)

(原産地証明書の有効期間延長承認申請)

4 - 26

- (1) 暫定令<u>第53条</u>ただし書の規定により原産地証明書の有効期間の延長の承認を受けようとする者が、システムを使用して原産地証明書の有効期間の延長の承認申請を行う場合には、「原産地証明書有効期間延長承認申請業務」により、申請者名、申請者住所、有効期間延長の理由、延長期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) (同左)

(通関業の許可の申請)

6 - 1

(1) 通関業の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「通関業許可申請業務」により、申請者名及び住所、営業所の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

新

署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(許可申請事項の変更の届出)

6 - 4 通関業者が、システムを使用して、許可申請事項の変更の届出を行う場合には、「通関業許可申請事項変更届出業務」により、該当法令等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

なお、業法通達 12-1 の(2)の規定により、当該変更の届出を二以上の税 関長に対して行う場合であっても、添付書類については当該二以上の税関 長のいずれか一の税関長に提出することとして差し支えないものとする。 この場合において、必要事項をシステムに入力する際、当該添付書類の提 出先の税関長に対しては当該変更の届出を行う他の税関名を、当該添付書 類の提出先の税関長以外の税関長に対しては当該添付書類の提出先の税関 名を、それぞれ「添付備考」欄に入力させるものとする。

(保証団体の認可の申請)

7 - 1

(1) 保証団体の認可の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申

(2) (同左)

(許可申請事項の変更の届出)

6 - 4 通関業者が、システムを使用して、許可申請事項の変更の届出を行う場合には、「通関業許可申請事項変更届出業務」により、該当法令等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、業法通達 12-1 の(2)の規定により、当該変更の届出を二以上の税 関長に対して行う場合であっても、添付書類については当該二以上の税関 長のいずれか一の税関長に提出することとして差し支えないものとする。 この場合において、必要事項をシステムに入力する際、当該添付書類の提 出先の税関長に対しては当該変更の届出を行う他の税関名を、当該添付書 類の提出先の税関長以外の税関長に対しては当該添付書類の提出先の税関 名を、それぞれ「添付備考」欄に入力させるものとする。

(保証団体の認可の申請)

7 - 1

(1) 保証団体の認可の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申

新

請を行う場合には、「保証団体の認可申請(輸入自動車等)業務」により、申請者名及び申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(保証団体の認可の申請)

8 - 1

(1) 保証団体の認可申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「保証団体認可申請(通関手帳等)業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2)(省略)

(保税蔵置場の許可の申請)

1 - 2

(1) 保税蔵置場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税蔵置場許可申請業務」により、保税蔵置場の名称、保税蔵置場に置こうとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名 を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一 項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せ てこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせるこ とができる。 請を行う場合には、「保証団体の認可申請(輸入自動車等)業務」により、申請者名及び申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (同左)

(保証団体の認可の申請)

8 - 1

(1) 保証団体の認可申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「保証団体認可申請(通関手帳等)業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (同左)

(保税蔵置場の許可の申請)

1 - 2

(1) 保税蔵置場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税蔵置場許可申請業務」により、保税蔵置場の名称、保税蔵置場に置こうとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

新

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(保税蔵置場等の許可の承継の承認の申請)

1 - 6

(1) 保税蔵置場等の被許可者についての相続、合併又は分割に伴い、保税蔵置場等の許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「保税地域許可承継承認申請業務」により、被相続人の氏名、合併後の法人等の名称、保税蔵置場等の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(保税工場の許可の申請)

1 - 7

(1) 保税工場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税工場許可申請業務」により、保税工場の名称、保税作業の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名 を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一 項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せ てこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせるこ とができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署

(2) (同左)

(保税蔵置場等の許可の承継の承認の申請)

1 - 6

(1) 保税蔵置場等の被許可者についての相続、合併又は分割に伴い、保税蔵置場等の許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「保税地域許可承継承認申請業務」により、被相続人の氏名、合併後の法人等の名称、保税蔵置場等の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (同左)

(保税工場の許可の申請)

1 - 7

(1) 保税工場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税工場許可申請業務」により、保税工場の名称、保税作業の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

新

名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記 官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させるこ とをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必 要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明 に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(保税展示場の許可の申請)

1 - 8

(1) 保税展示場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税展示場許可申請業務」により、保税展示場の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名 を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一 項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せ てこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせるこ とができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(総合保税地域の許可の申請)

1 - 9

(1) 総合保税地域の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「総合保税地域許可申請業務」により、総合保税地域の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必

(2) (同左)

(保税展示場の許可の申請)

1 - 8

(1) 保税展示場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税展示場許可申請業務」により、保税展示場の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (同左)

(総合保税地域の許可の申請)

1 - 9

(1) 総合保税地域の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「総合保税地域許可申請業務」により、総合保税地域の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

新

要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(博覧会等の指定の承認の申請)

1 - 1 0

(1) 国際機関、外国の政府、地方公共団体、公益法人等が後援する博覧会等について、これらの者の開催する博覧会等に準ずるものとしての承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「博覧会等指定承認申請業務」により、博覧会等の名称、目的等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(製造用原料品製造工場等の承認又は承認期間の更新の申請)

1 - 12

(1) 製造用原料品製造工場又は輸出貨物製造用原料品製造工場(以下この章において「製造用原料品製造工場等」という。)の承認又は承認期間の更新を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認又は当該更新の申請を行う場合には、「製造用原料品製造工場承認(更新)申請業務」により、製造工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必

(2) (同左)

(博覧会等の指定の承認の申請)

1 - 1 0

(1) 国際機関、外国の政府、地方公共団体、公益法人等が後援する博覧会等について、これらの者の開催する博覧会等に準ずるものとしての承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「博覧会等指定承認申請業務」により、博覧会等の名称、目的等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2)(同左)

(製造用原料品製造工場等の承認又は承認期間の更新の申請)

1 - 12

(1) 製造用原料品製造工場又は輸出貨物製造用原料品製造工場(以下この章において「製造用原料品製造工場等」という。)の承認又は承認期間の更新を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認又は当該更新の申請を行う場合には、「製造用原料品製造工場承認(更新)申請業務」により、製造工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

新

要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(戻し税等に係る製造工場の承認の申請)

1 - 15

(1) 輸出貨物製造用原料品に係る戻し税等の適用を受けるため、製造工場の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「戻し税等に係る製造工場承認申請業務」により、製造工場の名称、承認を受けようとする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (省略)

(TIR カルネ保証団体の認可の申請)

4 - 2

(1) 保証団体の認可申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「保証団体認可申請(TIR カルネ等)業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) (同左)

(戻し税等に係る製造工場の承認の申請)

1 - 15

(1) 輸出貨物製造用原料品に係る戻し税等の適用を受けるため、製造工場の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「戻し税等に係る製造工場承認申請業務」により、製造工場の名称、承認を受けようとする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (同左)

(TIR カルネ保証団体の認可の申請)

4 - 2

(1) 保証団体の認可申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「保証団体認可申請(TIR カルネ等)業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (省略)

(特例輸入者の承認の申請)

7 - 1

(1) 特例輸入者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承認申請業務」により、承認申請事務担当者、輸入関係帳簿及び書類の保存状況等必要事項をシステムに入力し、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関(本関)(以下この節において「担当税関」という。)に送信することにより行わせるものとする。

新

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 特例申告担当統括官(基本通達7の2-5に規定する特例申告担当統括官 <u>をいう。以下同じ。)</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを 通じて承認情報を登録するものとする。この場合において、申請者が「特例 輸入者承認書」(税関様式 C 第 9010 号)の交付を希望する場合は、システム による承認に併せて承認書を交付するものとする。

(特例輸入者の承継の承認の申請)

7 - 5

(1) 特例輸入者の承認による地位の承継の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承継承認申請業務」により、申請者名、承認の承継の理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名 を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一 項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せ (2) (同左)

(特例輸入者の承認の申請)

7 - 1

(1) 特例輸入者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承認申請業務」により、承認申請事務担当者、輸入関係帳簿及び書類の保存状況等必要事項をシステムに入力し、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関(本関)(以下この節において「担当税関」という。)に送信することにより行わせるものとする。

(2) <u>簡易申告管理官</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。この場合において、申請者が「特例輸入者承認書」(税関様式 C 第 9010 号)の交付を希望する場合は、システムによる承認に併せて承認書を交付するものとする。

(特例輸入者の承継の承認の申請)

7 - 5

(1) 特例輸入者の承認による地位の承継の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承継承認申請業務」により、申請者名、承認の承継の理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。

新

てこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) <u>特例申告担当統括官</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを 通じて承認情報を登録するものとする。

(軽減税率適用貨物等の業務の報告)

10-3 暫定法第<u>8条の9</u>の規定により軽減税率の適用を受けた貨物について、 暫定令<u>第35条</u>第6項、第8項、第11項、第13項又は第15項に規定する者 が、システムを使用して、これらの規定に定める報告を行う場合には、「軽 減税率適用貨物等業務報告業務」により、申請者名、業務報告の種別等必要 事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税物品の滅却の届出)

10-5 暫定法第4条の規定により関税の免除を受け、又は暫定法<u>第8条の9</u>の規定により軽減税率の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該物品の滅却の届出を行う場合には、「減免税物品滅却届出業務」により、当該貨物の置かれている場所、滅却の方法及び理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) <u>簡易申告管理官</u>は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(軽減税率適用貨物等の業務の報告)

10-3 暫定法<u>第8条の7</u>の規定により軽減税率の適用を受けた貨物について、 暫定令<u>第63条</u>第6項、第8項、第11項、第13項又は第15項に規定する者 が、システムを使用して、これらの規定に定める報告を行う場合には、「軽 減税率適用貨物等業務報告業務」により、申請者名、業務報告の種別等必要 事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税物品の滅却の届出)

10-5 暫定法第4条の規定により関税の免除を受け、又は暫定法<u>第8条の7</u>の規定により軽減税率の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該物品の滅却の届出を行う場合には、「減免税物品滅却届出業務」により、当該貨物の置かれている場所、滅却の方法及び理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(石油化学製品製造用の揮発油等の使用数量の届出)

11-1 石油化学製品製造用の揮発油等に係る関税の還付を受けようとする者が、システムを使用して、当該揮発油等の使用数量の届出を行う場合には、 「石油化学製品製造用揮発油等使用数量届出業務」により、原料揮発油、石油化学製品等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(石油化学製品製造用揮発油等の関税還付の申請)

11-2

(1) 石油化学製品製造用の揮発油等に係る関税の還付を受けようとする者が、システムを使用して、還付の申請を行う場合には、「石油化学製品製造用揮

旧

	((税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて))
新	田
	発油等関税還付申請業務」により、製造工場、還付金額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 統括調査官 (減免還付部門)(統括調査官が置かれていない官署にあっては、これに代わるものとしてあらかじめ指定された者。以下この節において「統括官等」という。)は、審査を行った上、関税の還付を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。
	 (石油アスファルト等の関税還付の申請) 11-3 (1)石油アスファルト等製造業者が、システムを使用して、石油アスファルト等関税還行りまる関税の還付の申請を行う場合には、「石油アスファルト等関税還付申請業務」により、製造工場、還付金額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 統括官等は、審査を行った上、関税の還付を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。
	(石油等残留物の移入の届出) 11-4 石油アスファルト等製造業者が、システムを使用して、暫定法第7条第 2項に規定する残留物の移入の届出を行う場合には、「石油等残留物移入届 出業務」により、製造工場、残留物等必要事項をシステムに入力し、送信 することに より行わせるものとする。
	 (石油化学製品製造工場の承認の申請) 1 1 - 5 (1) 石油化学製品製造用の揮発油等に係る関税の還付を受けようとする者が、システムを使用して、製造工場の承認の申請を行う場合には、「石油化学製品製造工場承認申請業務」により、製造工場、石油化学製品等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 統括官等は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
	(石油アスファルト等製造工場の承認の申請) 11-6 (1) 石油アスファルト等製造業者が、システムを使用して、製造工場の承認の申請を行う場合には、「石油アスファルト等製造工場承認申請業務」により、石油アスファルト等の種別、原料の品名等必要事項をシステムに入力し、送

Ţ <u></u>	
新	IΒ
	信することにより行わせるものとする。 (2) 統括官等は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
	(石油化学製品等製造工場の承認内容の変更の届出) 11-7 石油化学製品製造用の揮発油等に係る関税の還付を受けようとする者又は石油アスファルト等製造業者が、システムを使用して、石油化学製品製造工場又は石油アスファルト製造工場の承認の内容の変更の届出を行う場合には、「石油製品製造工場承認内容変更届出業務」により、原料揮発油、製造石油化学製品等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
(農林漁業用重油等の振替の承認の申請) 11-8	(農林漁業用重油等の振替の承認の申請) 11-8
(1) (省略)(2) 統括調査官(減免還付部門)(統括調査官が置かれていない官署にあって は、これに代わるものとしてあらかじめ指定された者。)は、審査を行った 上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。	(1) (同左) (2) <u>統括官等</u> は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認 情報を登録するものとする。